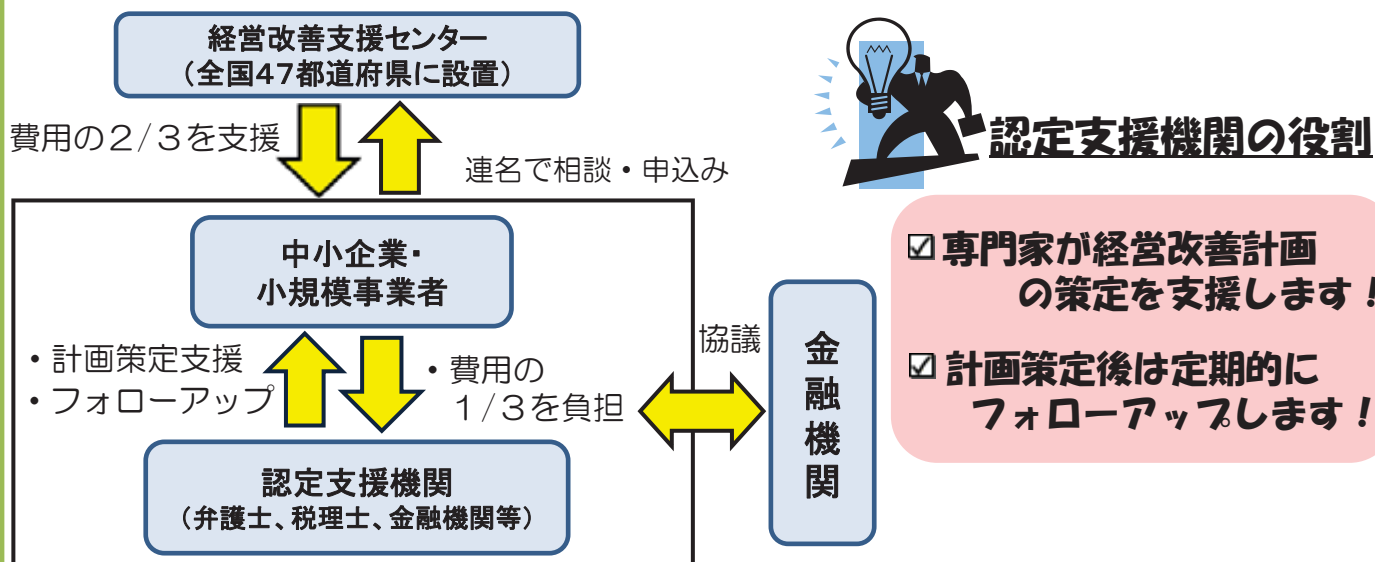


■ 外部専門家の支援を受けた経営の立て直しを支援

中小企業再生支援協議会に新設した**経営改善支援センター**で、
相談・申込を受付けています。 ※ お問い合わせは裏面1参照

条件変更や新規融資などの金融支援が必要な中小企業・小規模事業者のみならず、国の認定を受けた外部専門家(認定支援機関)の支援を受けて経営改善計画を策定する場合、経営改善計画策定支援に要する費用について、**総額の2/3(上限200万円)まで負担**します。



- 認定支援機関とは、中小企業の経営相談等に関して**専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として、国の認定を受けた公的な支援機関**です。
- 主な認定支援機関は、**国の認定を受けた税理士・税理士法人、公認会計士、中小企業診断士、弁護士、金融機関**等です。

■ 公的機関が債務削減や条件変更等についての金融機関調整等をお手伝い

各都道府県の中小企業再生支援協議会は、事業の再生に意欲がある中小企業・小規模事業者に対し、再生計画の策定支援や金融機関との調整を行う公的機関です。 ※ お問い合わせは裏面2参照